## ◎新潟県人事委員会訓令第1号

新潟県人事委員会事務局

新潟県人事委員会事務局事務決裁規程(昭和56年3月新潟県人事委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

令和3年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 氏家 信彦

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

~ `	24、00年前。2個	19 1 1 1/1/2/19 2/19		The Marchipat	-9(·) W			
	改	正	後		改	正	前	
別表第2 (第5条関係)				別	別表第2 (第5条関係)			
	課長専決事項				課長専決事項			
	人事委員会の	人事委員会の 事務局長の権限に属するもの			人事委員会の	事務局長の権限に属するもの		
	権限に属する				権限に属する			
	もの				もの			
	(略)	(1) 会計年	度任用職員の任免を		(略)	(1) 一般職	の非常勤職員の任免	
		すること。				をするこ	と。	
		$(2) \sim (20)$	(略)			$(2) \sim (20)$	(略)	